

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項（2024 年度）

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
法政大学法科大学院	2022 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点・基礎要件	<認証評価時の状況>	<変更後>
教育課程・学習成果、 学生	<p>2-2 学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえた適切な教育課程を編成しているか。</p> <p>(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。</p> <p>(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。</p> <p>(5) 在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成につい</p>	<p>修了要件として、基礎法学・隣接科目群から4単位、展開・先端科目群から16単位の修得を課していた。</p>	<p>2023年度の入学生から、修了要件として基礎法学・隣接科目群から6単位、展開・先端科目群から14単位の修得を課している。</p>

	<p>て工夫していること（「文科省事務連絡」）。</p> <p>基礎要件データ表 6 課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を適切に設定していること（「専門院」第 2 条～第 3 条、第 15 条～第 16 条、第 23 条、第 25 条）。</p>		
	<p>評価の視点 2-14 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を適切かつ公正に実施していること（「専門院」第 20 条、「連携法」第 2 条）。</p>	<p>認証評価時において、法学未修者入試については、過去 3 年間、2 倍以上の競争倍率を十分確保していたものの、法学既修者入試については、2021 年度入試において競争倍率 2 倍以上を確保できておらず、また、2020 年度入試では入学者数が定員を下回っていた。</p>	<p>2023 年度及び 2024 年度入学試験では、法学既修者コース、未修者コースいずれも競争倍率 2 倍以上を確保し、また入学定員を確保している。</p>
	<p>評価の視点 2-18 法学既修者の認定は、論文式の試験を含むものとし、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われていること。また、その認定基準は、適切な方法で事前に公表されていること（「専門院」第 25 条）。</p>	<p>認証評価時においては、法学既習者コースの一般入試 A 方式の民事訴訟法、刑事訴訟法が短答式や穴埋め式であった。また、既修者認定の基準について、各科目の平均点の 2 分の 1 未満の点数の者に対しては既修者認定を行わない旨を、入試要項では「成績が極端に低い場合」とのみ記載していた。</p>	<p>2024 年度入試（2023 年度実施）においては、法学既修者コースの一般入試 A 方式の民事訴訟法、刑事訴訟法は、短答式だけでなく 150 字程度の記述式問題を含める出題形式としている。</p> <p>また、既修者認定の基準について、入試要項において「1 科目でも成績が極端に低い場合（全受験生の平均点の 2 分の 1 未満）には、原則として既修者と認めず、不合格とします。」と明文化している。</p>
<p>教員・教員組織</p>	<p>基礎要件データ表 9 法令上必要とされる人数の専任教員が配置されていること（「専門院」第 4 条、「告示第 53 号」第 1</p>	<p>2021 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 19 名であり、必要人数である 12 名を上回っていた。また、この 19 名はいず</p>	<p>2024 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 15 名であり、必要人数である 12 名を満たしている。また、この 15 名はい</p>

<p>条)。</p> <p>基礎要件データ表 15</p> <p>専任教員のなかに他の学部又は研究科においても専任教員として取り扱われる (ダブルカウントされる) 者がいる場合には、その人数及び期間が法令上の規定に則したものであること (「専門院」第5条、「告示第53号」第1条)。</p>	<p>れも1専攻に限り専任教員として取り扱われていた。</p>	<p>ずれも1専攻に限り専任教員として取り扱われている。</p>
<p>基礎要件データ表 10</p> <p>法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されていること (「告示第53号」第1条)。</p>	<p>2021年5月1日時点においては、専任教員のうち19名が教授であり、全体の半数以上を占めていた。</p>	<p>2024年5月1日時点において、専任教員のうち15名が教授であり、全体の半数以上を占めている。</p>
<p>基礎要件データ表 16</p> <p>各科目に関して専任教員を適切に配置していること (「文部科学省通知」)。</p>	<p>2022年10月1日時点においては、公法系3名 (憲法2名、行政法1名)、刑事系6名 (刑法4名、刑事訴訟法2名) 及び民事系9名 (民法3名、商法3名、民事訴訟法3名) の専任教員が配置されていた。</p> <p>認証評価の時点においては、法律基本科目の90.6%、法律実務基礎科目の81.3%、基礎法学・隣接科目の12.5%、展開・先端科目の35.0%を専任教員が担当していた。</p>	<p>2024年5月1日時点においては、公法系3名 (憲法2名、行政法1名)、刑事系3名 (刑法1名、刑事訴訟法2名) 及び民事系8名 (民法4名、商法2名、民事訴訟法2名) の専任教員が配置されている。</p> <p>2024年度においては、法律基本科目の90.4%、法律実務基礎科目の75.0%、基礎法学・隣接科目の12.5%及び展開・先端科目の27.5%を専任教員が担当している。</p>